

令和3年1月15日

第二高等学校保護者 様

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る生徒への指導の一層の徹底について

熊本県立第二高等学校長

本県においては、新型コロナウイルス感染症について、県独自の緊急事態宣言が出され、新規感染者が増加している状況です。また、県立学校においても、感染者が発生している状況にあります。このような状況を踏まえ、県教育委員会の指導に基づき本校でも、感染防止対策の再確認や生徒一人一人への感染拡大防止に向けた意識付けなどを徹底する必要があります。

つきましては、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図っていきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、これらの対応については、2月7日（日）までの期間とし、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変化等が必要となった場合は、別途お知らせします。

1 保健管理等について

- (1) 登校前、自宅等における健康管理については、これまでどおり Forms による健康観察を行う。
- (2) 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいなどの症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅等で休養する。
- (3) 同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機する。

2 学校生活について

- (1) 生徒の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの生徒が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底する。特に、濃厚接触者と認定されたら14日間の自宅待機になることを認識する。
- (2) エアコンは、教室の対角線上の窓・カーテンを常時空けた状態で使用し、授業終了後は窓を全開にして換気する。
- (3) 昼食時においては、飛沫を飛ばさないために向かい合わせでの食事を行わない。また、マスクを外した状態での会話は行わない。
- (4) 掃除は、換気のよい状況で、マスクを着用したうえで行う。終わった後は、必ず手洗いする。
- (5) 教室・トイレのドアノブ・手すり・スイッチなどは、毎日の掃除時間に消毒を行う。
- (6) 登校後、発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が見られる場合は、保護者に連絡を行い、速やかに帰宅する。

3 学習指導等について

- (1) グループ活動や対面での活動については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するなど、可能な限り感染症対策を行ったうえで実施する。
- (2) 各教科等の指導において、理科・芸術・家庭・体育等、特に感染症対策の必要なものについては、感染防止対策を十分行ったうえで実施する。
- (3) 共有の教材、教具、機器等を使用する場合は、前後の手洗いを必ず行う。

4 部活動について

- (1) 感染リスクの高い活動（①生徒同士が組み合うことが主体となる活動、②身体接触を伴う活動、③大きな発声や激しい呼気を伴う活動）は控える。
- (2) 部活動に伴う登下校中及び部活動前後の部室等において飲食をすることは控える。
- (3) 県内外を問わず他校との練習や練習試合、合宿及び大会等への参加は控える。ただし、学校教育団体・文化団体・競技団体等が主催・共催する公式大会・コンクールなどへの参加は除く。

5 その他

- (1) 県独自の緊急事態宣言が出されたことによる一斉の臨時休業は実施しない。
- (2) 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混みなどの感染リスクの高い場所には立ち寄らない。